

平成30年11月13日

株主各位

三重県松阪市京町510番地
株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表取締役社長 渡辺 三 憲

第1期中間配当金の支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年11月13日開催の当社取締役会において、第1期（平成30年4月2日から平成31年3月31日まで）の普通株式の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたので、お知らせ申し上げます。

敬 具

記

当社定款第46条の規定にもとづき、平成30年9月30日の最終の普通株式の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第1期中間配当金を支払う。

- | | | |
|------------------|-----------------|-------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株 に つ き | 3 6 円 |
| 2. 効力発生日並びに支払開始日 | 平成30年12月7日（金曜日） | |

以 上

中間配当金のお支払いについて

「中間配当金領収証」「配当金計算書」（振込をご指定の方には「配当金計算書」「お振込先について」、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」「配当金のお受け取り方法について」）は、きたる12月6日にお届出ご住所あてにご送付申しあげる予定でございます。

【株主名簿管理人連絡先】

〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
日本証券代行株式会社 代理人部
TEL 0120-707-843（フリーダイヤル）